

Technical Regulation 2024



2024年度 マツダファン・エンデュランス（マツ耐）車両規定

1. 車両

マツダファン・エンデュランス（通称：マツ耐）に参加できる車両は、JAF 国内競技車両規則第3編スピード車両規定第7章スピードB車両規定および第3章スピードSAX車両規定に加え、次の各項目に従ったものでなければならない。また、当規定に定められていない項目は全て当初のままで、変更および改造は一切許されない。

2. 純正部品

- 国内向け仕様として生産者から出荷された状態のもので、無修正のものを目指す。
- メーカーおよびディーラーオプション（マツダスピード製品を含む）は純正部品に含まれない。
- 車の通称名が同一で型式が同じ場合のみ、異なるグレード（機種）に設定されている部品を純正部品として使用することが認められる。なお、DJ 型の車両と MAZDA2 はこれに含まれるものとする。
- 車の通称名が同一で型式が同じ場合であっても、台数を限定して販売された車両または当初から架装自動車として持ち込み登録された車両にのみ設定されている部品は、純正部品として扱わない。また当初からであっても、この部品を使用することは純正部品を交換した、もしくは追加で装着した車両と判断する。
- 使用する全ての純正部品の修正・加工は許されない。ただし、当規定に定められた部品の装着に伴う最小限の加工・削除のみ許される。
- 同一車名で同一型式車両に当該部品が装着されていないものがある場合を除き、規定で許された部品の交換・取付等の理由が伴わない純正部品の取外し・削除は認められない。

3. 交換・追加部品

車両への追加装着および純正部品から交換できる部品は、全て保安基準に適合している車検対応部品だけで行い、その取り付け方法を含み、すべて道路運送車両の保安基準に従ったものであること。また、追加および交換できる部品の範囲は各クラスの改造規定に従うこととし、改造の詳細は参加申込書に全て明記すること。申告に無い改造を技術委員長が見つけた場合には、車両規定違反として失格とする。

4. 参加車両

- 参加車両はナンバー（登録番号標）を有する国内向け仕様のマツダ車両であること。ただし、自動車検査証の有効期限の切れている（仮ナンバーを含む）マツダ車両については、車両の使用者の責任において道路運送車両の保安基準に適合させた状態とし、B-Sports が特に認める場合に限り、賞典外での参加が認められる。
- 特に認めた場合を除き、自動車検査証記載事項の変更および構造検査の手続きが必要な改造（エンジン異せ換え、排気管の変更、等）は禁止する。また、燃料タンクの加工や変更、燃料の給油量を増やす可能性のある改造（コレクタータンクの追加等）も禁止する。ただし、株式会社マツダ E&T が架装実施し持込登録された架装自動車に限り、そのベース車両クラスでの参加が認められる。
- 座席およびシートレールは車検対応品に限り変更が認められる。競技中においても乗車定員分の座席を有すること。ただし、ロールバーを取り付けることを目的に乗車定員数を変更することが認められる。（各運輸支局等において乗車定員変更のための構造等変更検査の手続きを行うこと）
- 4点式以上の安全ベルトを追加装備することを強く推奨する。装備する場合は必ず、JAF 国内競技車両規則第3編第7章第1条3「安全ベルト」および第4編細則「ラリー競技およびスピード競技における安全ベルトに関する指導要綱」に従うこと。ただし、追加装備した場合でも、既設の安全ベルト（3点式等）を変更、取り外してはならない。また、4点式以上の安全ベルトを追加装備し直し機能させるために、競技中のみ、後部座席の最小限の部品を取り外すことが認められる。
- 近接排気騒音が103dB以下（平成10年11月以降製造車は96dB以下）でなければならない。
- オイルキャッチ装置を取り付ける場合、その取り付け方法は、針金やテープなどによる暫定的なものであってはならない。また、容器はプラスチック、あるいは透明な窓を備えたものでなければならない。プロペラノガス還元装置は当初の機能を有すること。（大気解放は許されない）
- バッテリーは自動車用の他のものへ変更することができ。また、車室内を除き堅固に固定することを条件に搭載位置を変更することができる。ただし、トランク部への搭載位置変更は、隔壁に加えてバッテリーボックスを設置すること。

- 大会期間中を通じ、車両（燃料、潤滑油、冷却水などの液体、競技中でも使用するカメラや記録装置等の付属品を全て搭載した状態）とドライバー（ドライバーの装備品を全て着用した状態で、登録されたいずれのドライバー1名）を含めた重量が、当該車両の基準重量から、NORMAL 系クラスはそれ以上、TUNED 系クラスは50kg以上であること。ただし、車種「オープン系」の改造範囲 TUNED クラスは100kg以上であること。基準重量は、JAF 登録車両は JAF 国内競技車両規定に掲載の登録車両（車両型式）カタログ記載重量・タイヤ一覧表に記載の値とし、それ以外の車両については当初の車検証に記載された車両重量からガソリンタンク容量×0.74を差し引いた値とする。構造変更により当初の車検証から重量が変わっている場合は、当初の重量が証明できる書類（カタログ等）を携帯すること。

- 6点式以上のスチール材のロールバーの取り付けを強く推奨する。4点式以上のスチール材のロールバーを取り付けていないオープンカーは、ルーフを閉じた状態で走行しなければならない。

- 前後にけん引用穴あきブラケット（ケーブルフープ式も許される）を備えなければならない。車両が砂地に停車したときでも使用可能な位置に取り付けられていなければならない。新たにけん引用穴あきブラケットを装着する場合には、JAF 国内競技車両規則第3編第7章第1条1.7)「けん引用穴あきブラケット」の規定に従うこと。

- フロント・リアボンネットまたはトランクリッドを変更し、純正のキャッチ（ストライカー）を使用しない場合には、少なくとも2個のファスナーを可能な限り離れた位置に取り付けること。また、ファスナーは外部突起に係る基準を満たすこと。

- 障害物用運転装置を装着することができる。ただし、自身が使用しないこと。また、身体に障がないドライバーは、競技中、自身の車両にFIAが所管する委員会によって承認された識別のためのユニバーサル・ロゴの掲示が義務付けられる。

- 車体まわりに追加・変更等する蓋然性が高く、安全の確保および公害の防止上支障がないJAF 国内競技車両規則第4編付則「アクセサリ等の自動車部品（追加メーター、エアロパーツ類を含む）」の取り付け、取り外し、変更が許される。

- 前部のナンバープレートを移設することができる。ただし、道路運送車両法に従った車両前外部の見やすい位置に確実に取り付けること。また、競技中であっても取り外すことは許されない。

- MAZDA Fan ENDURANCE 競技規定 6. ドライバーおよびチームの遵守事項 16) を満たせる性能があるエアオンを装着すること。エアコンの交換は自由とするが、NORMAL クラスはポルトオンで交換できるものに限定。

- 当該規定の2)、3)、15) に合致しない車両は、車種「オープン」系の改造範囲 TUNED クラスでのみ参加が認められる。ただし、車両の部品を変更または交換したり、いかなる部品を装着し使用する場合には、車両の使用者の責任において道路運送車両の保安基準に適合させた状態とし、その他の車両規定にも適合するよう維持しなければならない。また、この規定で参加が認められる車両でも、燃料の給油量を増やす可能性のある改造は禁止する。

- B-Sports が特に認めた場合に限り、上記項目に該当しない車両での参加を賞典で認める場合がある。また、上記項目に該当する車両であっても、B-Sports が参加に適さないと判断した場合には、特に理由を示すことなく出走を取り消す場合がある。

5. NORMAL クラス改造規定

- NORMAL クラス参加車両は、以下の項目と同車両規定4.「参加車両」で認められた場合を除き、同車両規定2.「純正部品」のみを使用することを基本とする。
- 点火装置
ハイテンションコードおよび点火プラグの変更は許される。また、アーシングは、当該型式車両用に設定された車検対応の純正オプション部品に限り、取り付けが許される。
- コンピュター
①生産者のアップデートや純正 ECU への交換を除き、一切の変更および改造は許されない。また、各メーカーやB-Sports が用意した診断機で情報が読み取れない場合や、最高速度が184km/h以上を計測した場合は、ECU の改造があるものとみなす。
②電氣的に諸装置を調整できる調整装置（ECU 等のすべてのコンピュータ類のコントローラー、スピードリミッター解除装置を含む）の使用は許されない。
③データロガーの使用は許されるが、ECU を任意にコントロールできる機能が含まれていないこと。

- 吸・排気系統
①エアクリーナーケース、配管の変更は許されない。エレメントの変更のみ許される。
②吸気、排気マニホールド、触媒装置の変更は禁止する。マフラーの変更のみ許される。ただし、最終モデルの生産終了から8年以上が経過した車両については、当該型式車両用に設定された車検対応品に限り、触媒装置の変更が認められる。また、純正の触媒装置と排気マニホールドが一体化している車両については、排気マニホールドの変更も認められる。
③防熱装置（ハンテジャー等の装着）を施すことは許されない。

- 冷却系統
サーモスタットおよびラジエターキャップの変更が許される。ただし、最終モデルの生産終了から8年以上が経過した車両については、冷却形式に変更なくポルトオンで装着できることを条件に、ラジエター、ラジエターファン、オイルクーラー、インテーククーラー、それらの本体を取り付けるための配管、取り付け具、ダクトを変更することが許される。

- 駆動装置
クラッチディスク、クラッチカパーのみ、数および直径を除き変更することができる。

- ブレーキ装置
パッド、ライニング、ローター、ホースの変更が許される。ただしローター径の変更は許されない。

- サスペンション
①純正形状のダンパー（減衰力調整は可、車高調整機構は不可）、スプリングの変更が許される。ただし、純正部品として車高調整機構が備わっている車両・機種（ロードスターNR-A モデル等）については、当該純正部品の使用が認められる。
②アッパーマウントの変更は許されない。

- ③最終モデルの生産終了から8年以上が経過した車両については、アッパーマウントを含む、車高調整機構（ネジ式、Oリング等）を伴うものに変更（使用）することができる。ただし、それらの数、形式、作動原理は変更してはならず、別タンク式のものに変更（使用）することは許されない。
④レース終了後も含み、静止中は常に片側キャンバー上限値を駆動輪 -3.0° / 非駆動輪 -2.0° とする。判定は数値のみで行い、競技中に他車と接触した場合は除き、競技中に数値がずれた可能性については考慮されない。

- タイヤおよびホイール
①純正装着以外で使用できるタイヤは、4本とも同銘柄（パターン）で、ブリヂストン社製「POTENZA Adrenalin RE004」、「POTENZA Adrenalin RE003」、「ALENZA 001」、「Playz」ブランド製品のみ許される。

- ②タイヤおよびホイールは、どのような場合でも車体と接触してはならず、車輪中心より前方 30° 、後方 50° の範囲においてフェンダーからはみ出してはならない。また、オーバーフェンダー（片側10mm以上）の追加は禁止する。

- ③タイヤおよびホイールのサイズは、基準サイズから幅を最大10mm、ホイール径を最大1インチまで、サイズ自体は数値による規制なく変更することが許される。基準サイズは、JAF 登録車両は JAF 国内競技車両規定に掲載の登録車両（車両型式）カタログ記載重量・タイヤ一覧表に記載の値とし、それ以外の車両については車検カタログに記載された純正装着タイヤサイズ（純正オプションを含む）の最大値とする。オフセットは自由に適用することが許される。リム幅は自由とするが、タイヤメーカーが指定する適用幅の範囲内に納めること。
④ホイールはスチール製、または JWL または VIA マークのあるアルミ合金製のみとする。

- ⑤競技終了後も常にタイヤのいかなる部分のスリップサインも出てはならない。
⑥タイヤのウォームアップ、クールダウン、溶剤塗布等、一切の加工は許されない。
⑦ホイールスベーターの使用は禁止する。

- ステアリングホイール
ステアリングホイール、ステアリングボクスの変更が許される。ただし、生産が終了していない現行車両については、エアバッグやステアリングボク、ステアリングスイッチ、スポークカバー等のその他部品の加工、変更は許されない。
- 補強
ポルトオンで装着できるものに限り、タワーバー、スタビライザー、パワーマスパー等の補強パールの追加・変更が認められる。ただし、車室内で調整可能であってはならない。

6. TUNED クラス改造規定

- TUNED クラス参加車両は、同車両規定4.「参加車両」に常に合致した状態であれば、同車両規定2.「純正部品」、3.「追加・交換部品」に該当するいかなる部品を変更、追加、加工することが認められる（「オープン・ローター」クラスに限り、ロータリーエンジンのポート方式の変更、ポート加工・拡大も可）。ただし、以下の項目には従うこと。

- 排気系統
触媒装置は、当該型式車両用に設定された車検対応品に限り変更が認められる。

- 過給装置（ターボ、スーパーチャージャー）
①当初から過給装置を設置した車両・機種（限定車を含む）が無い車種クラスの場合、過給装置を新たに設置することは禁止される。もし、当該クラスで過給装置を新たに設置した場合、ガソリンエンジンは車種「オープン・ターボ」、ロータリーエンジンは車種「オープン・ロータリー」で、いずれも改造範囲 TUNED クラスでのみ参加が認められる。
②当初から過給装置を設置した車両・機種がある車種クラスの場合、過給装置を変更、新たに設置することが認められる。

- タイヤおよびホイール
①純正装着以外で使用できるタイヤは、4本とも同銘柄（パターン）で、2024年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則第2条2)に示す基準を満たす。ただし製品はB-Sports が特に使用を認めた製品であること。これらの基準を満たした車両であっても、B-Sports が競技の公平性や安全性に問題があると判断した場合には、猶予期間を持たず使用を禁止する場合があります。
※主に使用可能なタイヤ例

| メーカー | ブランド | タイヤ名称 |
|----------|-----------|--------------------------------------|
| ブリヂストン | POTENZA | RE-71RS / S007A / Adrenalin RE004 |
| 横浜ゴム | ADVAN | NEOVA A009 / Sport V107 / FLEVA V701 |
| 住友ゴム工業 | DIREZZA | β11 / ZIII |
| 日本グッドイヤー | EAGLE | F1 SUPERSPORT / RS SPORT S-SPEC |
| トーヨータイヤ | PROXES | R1R / Sports 2 |
| ミシュラン | PILOT | SPORT 4S |
| クムホ | ECSTA | V730 / V720 / V700 |
| サンヨー | Sportmax | CR-S / NS-25 / NS-20 |
| ハンコック | Ventus | RS4 Z232/ V12 evo2 K120 |
| 栗田自動車 | SHIBATIRE | SHIBATIRE (TW200~) |

- ②タイヤおよびホイールのサイズは自由とし、保安基準に適合したホイールスベーターの使用も認められるが、どのような場合でも車体と接触してはならず、車輪中心より前方 30° 、後方 50° の範囲においてフェンダーからはみ出してはならない。

- ③車種「オープン・ロータリー」、「オープン」の改造範囲 TUNED クラスを除き、オーバーフェンダー（片側10mm以上）の追加は禁止する。

- ④ホイールはスチール製、または JWL または VIA マークのある軽合金製（マグネシウム合金製を含む）のみとする。

- ⑤競技終了後も常にタイヤのいかなる部分のスリップサインも出てはならない。

- ⑥タイヤのウォームアップ、クールダウン、溶剤塗布等、一切の加工は許されない。

7. 統一解釈

本規定は道路運送車両の保安基準に適合し、参加者の必要性に応じて変更、改造の範囲を必要最小限に留めることで、日常の利便性を極力損なわず、廉価な車両で平等な条件の下に、モータースポーツの真髄を堪能できることを目的として作成されたものであり、JAF 国内競技車両規則および当規則により規定されていない事項については、すべて改造、変更、取り付けが許されないを解釈しなければならない。車検の指定場所や、B-Sports またはオーガナイザーによって用意された機材、器具、および計測方法に対する抗議は認められない。
また、参加者は本規則を遵守して参加することが前提であり、本競技会の車両検査の都合が一般公道における道路運送車両の保安基準に適合していることを保障するものではないと解釈しなければならない。本規則の解釈に万一疑義を生じた場合は技術委員長の解釈を以って最終とする。

※前年度のレギュレーションからの変更点は下線（直線）、変更点に関わらず特に注意すべき点は波線（波線）で示す。